

指定管理者制度導入施設における労働環境モニタリングの実施について

1 目的

本事業は、区が指定管理者制度を導入している施設において、施設職員が適正な労働環境のもとで管理運営を行っていることを確認し、必要に応じて指定管理者に指導・助言をすることにより、良質な区民サービスが安定的に提供されることを目的とする。

2 対象施設

原則として、指定管理者制度を導入しているすべての施設を対象とし、指定期間中に1度、調査を行う。なお、事業者が複数施設を受託している場合は、いずれかの施設で調査を実施する。

	令和6年度対象施設	指定管理者
1	江東区産業会館	一般社団法人東京都江東産業連盟
2	江東区地域密着型介護施設	社会福祉法人こうほうえん
3	江東区東陽福祉会館	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
4	江東区青少年交流プラザ	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
5	江東区亀戸児童館	社会福祉法人雲柱社
6	江東区住吉子ども家庭支援センター	社会福祉法人景行会
7	江東区こどもプラザ図書館	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
8	江東区夢の島区民農園	天龍造園建設株式会社東京支店

3 実施方法

東京都社会保険労務士会江東支部に委託し、以下（１）～（３）の調査及び指導・助言を行う。

（１）書類確認

法定帳簿等について、指定管理者に対して提出を求め、その内容を確認。

（２）実地調査

対象施設において、実地調査及び施設職員に対するヒアリングを実施。

（３）指導・助言

（１）及び（２）の結果に基づき、社会保険労務士が報告書を作成し、報告書で指摘された事項に対する改善策を指定管理者に求める。

4 実施期間（予定）

令和6年8月～令和7年3月